

久喜市議会
平成25年2月定例会
市長提出議案質疑通告

平成25年3月6日（水）

質疑通告者一覧

【議案第1号 平成24年度久喜市一般会計補正予算（第5号）について】

通告第3号 猪股和雄 議員	1
---------------	---

【議案第7号 平成25年度久喜市一般会計予算について】

通告第1号 田村栄子 議員	2
通告第3号 猪股和雄 議員	2
通告第4号 齋藤広子 議員	3
通告第5号 杉野 修 議員	3
通告第6号 岡崎克巳 議員	3
通告第7号 園部茂雄 議員	4
通告第8号 矢崎 康 議員	4
通告第9号 木村奉憲 議員	4
通告第10号 石川忠義 議員	5
通告第11号 渡辺昌代 議員	5
通告第12号 足立 清 議員	5

【議案第8号 平成25年度久喜市国民健康保険特別会計予算について】

通告第5号 杉野 修 議員	6
---------------	---

【議案第9号 平成25年度久喜市介護保険特別会計予算について】

通告第5号 杉野 修 議員	7
---------------	---

【議案第11号 平成25年度久喜市下水道事業特別会計予算について】

通告第3号 猪股和雄 議員	8
通告第16号 鈴木松蔵 議員	8

【議案第16号 久喜市行政評価委員会条例】

通告第3号 猪股和雄 議員	9
通告第17号 富澤孝至 議員	9

【議案第22号 久喜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】

通告第5号 杉野 修 議員	10
通告第11号 渡辺昌代 議員	10
通告第13号 春山千明 議員	10

【議案第23号 久喜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例】

通告第5号 杉野 修 議員	11
---------------	----

【議案第27号 久喜市新型インフルエンザ等対策本部条例】

通告第15号 石田利春 議員 12

【議案第28号 久喜市空き家等の適正管理に関する条例】

通告第2号 盛永圭子 議員 13

通告第14号 鈴木精一 議員 13

【議案第29号 久喜市暴力団排除条例】

通告第1号 田村栄子 議員 14

通告第11号 渡辺昌代 議員 14

通告第13号 春山千明 議員 14

【議案第31号 久喜市栗橋文化会館条例の一部を改正する条例】

通告第1号 田村栄子 議員 15

【議案第32号 久喜市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例】

通告第13号 春山千明 議員 16

【議案第35号 久喜市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例】

通告第3号 猪股和雄 議員 17

【議案第41号 久喜市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例】

通告第3号 猪股和雄 議員 18

【議案第49号 久喜市環境基本計画について】

通告第3号 猪股和雄 議員 19

通告第9号 木村奉憲 議員 19

通告第11号 渡辺昌代 議員 20

【議案第52号 平成24年度久喜市一般会計補正予算（第6号）について】

通告第14号 鈴木精一 議員 21

【議案第53号 平成25年度久喜市一般会計補正予算（第1号）について】

通告第3号 猪股和雄 議員 22

○ 通告第 3 号 猪股和雄 議員

- (1) P 23、財政調整基金は 24 年度予算議会において「23 年度末に 35 億 4000 万円だったが、大幅に取り崩して 24 年度末に 19 億 7000 万円になる」、大変厳しい財政状況にあると説明されていたが、実際には 24 年度末 45 億円になり、逆に年度内に 10 億円も増えることになった。年度当初には財政調整基金を大きく取り崩す予算編成をして、市民には財政困難だから極力事業を行わない口実にしておいて、実際には使わない、結果的にはため込みのための基金になっている。財調の位置づけについての、市長の見解を伺う。
- (2) P 47、東鷲宮小学校放課後児童クラブ更新調査業務は、東コミュニティセンター内での継続か、新たな場所の検討も含めての調査か。また、「更新」の意味と目標時期を明らかにされたい。
- (3) P 59、小中学校校舎等の耐震化工事は、実際には新年度への繰り越し事業となるが、夏休みまでに整備できるか。

○ 通告第1号 田村栄子 議員

(1) 248ページ、

- 8款 土木費、4項 都市計画費、1目 都市計画総務費、12 液状化対策推進事業、
- ア 実証実験の方法、内容、スケジュールについて伺う。
- イ 実証実験の進捗状況や結果はどのように公開されるか伺う。

○ 通告第3号 猪股和雄 議員

(1) 指定管理者を導入している各施設について、事業計画と予算を議案質疑の前提として一般会計予算書とともに示すべきである。

昨年度もそうだったが、なぜいっしょに出せないか。

(2) 財調基金は、2012年度当初予算とほぼ同額の20億円を取り崩して繰り入れるとしているが、年度中に積み戻して、年度末の残高が当初とほぼ同額となるのでは、市民から財政運営についての信頼を失うと考えるが、見解を伺う。

(3) P12、法人市民税法人税割は、24年度最終補正で当初予算のほぼ倍増となったにもかかわらず、それよりも40%減とは過少見積もりではないか。政府が最優先課題としている景気回復を反映しないのはなぜか。

(4) 予算編成過程の公開によって、課ごと、事業ごとの要求額、査定額、決定額などの公開が進んできたことを評価する。編成過程に対するいくつかの疑問点をたずぬ。

ア 各総合支所や公民館などのLEDへの切り替えなどの省エネ施策が、予算要求段階で上がっていながら当初予算から見送られたのはなぜか。

イ 課からの要求がありながら、減額または見送られた事業について、その理由がわかるようにさらにきめ細かく市民にわかりやすい公開を進めていくべきである。事業の客観的な優先度を明らかにすることも必要だと考えるが、見解を問う。

(5) 2013年度に向けて、電気料金の入札の実施、PPSとの契約はどのように取り組んできたか。2012年度末の電気料金と2013年度の契約金額とその積算、kW/hの額を示されたい。

(6) P283～、久喜小、太田小、青毛小、鷲宮中の校舎、青葉小屋体などを2012年度補正予算に繰り上げたのだから、残りの学校校舎耐震化補強工事を繰り上げ実施し、2015年度までに完了の計画を早めるべきであるが、いかがか。なぜ当初予算で新たに次の事業を計画しなかったか。

○ 通告第4号 齋藤広子 議員

- (1) P172、子ども子育て支援計画の策定に向けての考え方と今後のスケジュールを伺う。

○ 通告第5号 杉野 修 議員

- (1) 職員給与費の当初予算における市職員給与全体でのラスパイレス指数を伺う。
- (2) 110P—111P、総務費、総務管理費、東鷲宮駅西口自転車駐車場廃止事業。
ア 本事業に対する市民、利用者の意見はどのように把握されているか伺う。
イ 「代替え駐車場」の確保など廃止事業との関連での進行管理はどのような予定か伺う。
- (3) 112P—113P、総務費、総務管理費、デマンド交通運行事業。
ア 25年度の運行は1年間を「試行期間」と位置付けているのか伺う。
イ 年度途中での見直し、検証はどのような内容、メンバーで行っていくのか伺う。
- (4) 234P—235P、土木費、土木管理費、建築指導の中で違反建築物に対しての対応を伺う。

○ 通告第6号 岡崎克巳 議員

8款 土木費

- (1) 平成25年度における、生活道路の整備方針と整備延長距離を伺う。
- (2) 平成25年度における基幹道路及び都市計画道路の整備方針について伺う。
- (3) P242 橋りょう長寿命化修繕計画策定事業の委託概要とその後のスケジュールについて伺う。

10款 教育費

- (4) P284 小学校プール改修事業について、太田小学校の工事時期と施設内容を伺う。
また、太田小学校では、平成25年度に校舎の耐震補強工事も行われるが、児童の安全対策をどのように考えているのか伺う。

○ 通告第7号 園部茂雄 議員

(1) 25年度の予算編成において、電気契約は、東京電力からPPS事業への見直しの一部の施設で図られると思います。

ア 平成25年度に切り替え予定の施設数及び切り替えの要件が整っているのに東京電力の契約のままとする施設数を伺います。

イ 今年度の予算は、PPS事業者へ切り替えを見込んだ予算措置なのか伺います。

○ 通告第8号 矢崎 康 議員

P248、液状化対策推進事業について。

(1) 液状化対策推進事業計画策定のスケジュールを伺う。

(2) 平成25年度の液状化対策検討委員会の開催は、何回を予定しているか。

○ 通告第9号 木村奉憲 議員

(1) 市政運営と予算編成の基本方針で「社会保障制度の再編などきわめて重要な課題の先行きが見えないこと、また若年雇用の縮小など 社会全体に慢性的な閉塞感が広がっている」と述べている。その中で「日本経済再生に向けた緊急経済対策」「骨太の方針」への「期待」と影響への「注視」と「万全の対応」を図っていくと述べている。この点での一般会計予算での雇用対策の具体的な方針、考え方を伺う。

ア P212、雇用対策事業のふるさとハローワークとの連携、実効性の効果拡大をもっと図るべきではないか。

イ P44、緊急雇用創出基金市町村事業費補助金（県補助金）の位置づけと各課からの要望はどのようにおこなったのか。また、県への働きかけはどうおこなったのか。

(2) 工業団地など優良企業の誘致による自主財源の確保と雇用の創出につなげていきたいと述べている。その方針の具体的な施策と雇用創出の見通し、また今後のスケジュールを伺う。

ア 各工業団地の予想される自主財源確保と税収確保は。

イ 雇用の創出確保の具体的な人数、若年層への働きかけ、正社員化への見通しと働きかけはどのようにするのか。

ウ 雇用創出に向けた今後の市全体の方針とスケジュールは。

○ 通告第10号 石川忠義 議員

- (1) 予算編成過程において、全体的な新しい財源確保をどのように検討したのか。
- (2) 予算編成過程において、市有財産の有効活用による新たな財源創出をどのように検討し、結果が出たのか。
- (3) 市税の歳入見通しが低いと考える。考え方を問う。

○ 通告第11号 渡辺昌代 議員

- (1) P146、自立支援給付について伺う。

2012年6月に障害者自立支援法を一部改正し、名称変更した「障害者総合支援法」が成立しました。しかし、ここには障害者制度改革推進会議総合福祉部会の「骨格提言」は生かされていません。骨格提言は、国連で定めた「障害者権利条約」と障害者自立支援法違憲訴訟の末に政府と原告とで約束した「基本合意」が土台になっています。応益を残し、自立支援が延命されたという結果には関係団体の落胆と怒りがありました。以下伺います。

 - ア 応益負担を残したことにより、久喜市内の障がい者の人たちにでている影響はどれだけのなか。久喜市は自立支援法について今後どのようになるべきとかがえるか。
 - イ 今回の改正の一部改正とは何か。
 - ウ 予算書には、自立支援という名称であるが、すべて総合支援と変わるのか。
 - エ 旧法からの移行は、久喜市内の事業所はすべて終えたのか。
- (2) P206、公害監視調査事業、P204、環境監査委員会事業は、久喜市環境基本計画の中に具体的にどのようにかかわってくるのか。公害防止対策や規制はどこまでできるのか。
- (3) P232、企業等誘致事業について。
 - ア 企業誘致を推進する「特定地域」企業への奨励金の内訳はどうなるのか。
 - イ H25年度の各工業団地ごとの固定資産税はいくらか。

○ 通告第12号 足立 清 議員

- (1) P242、市道鷲宮18号線交差点改良事業の概要について伺う。
- (2) P252、東鷲宮駅周辺整備事業について。

東鷲宮駅東西連絡地下道のバリアフリー化と、同駅周辺整備費が計上されているが、東西連絡地下道のバリアフリー化事業着工時期と周辺整備の概要を伺う。

議案第8号

平成25年度久喜市国民健康保険特別会計予算について

○ 通告第5号 杉野 修 議員

(1) 362P—363P、国民健康保険税、医療給付費滞納繰越分。

この保険税は生活保護費の受給者も対象にしていくのか（任意を前提として）伺う。

議案第9号

平成25年度久喜市介護保険特別会計予算について

○ 通告第5号 杉野 修 議員

- (1) 418P—419P、保険給付費、介護サービス等諸費訪問介護の生活援助の基準時間が短縮になり、平成24年度では利用者や、事業者に影響が出ている。平成25年度の介護サービス維持に向けた市の方針を伺う。

○ 通告第 3 号 猪股和雄 議員

(1) 下水道事業・集落排水事業・合併浄化槽の現状と年度内の計画。

(資料配付を求めます。)

ア 各地区ごとおよび市域全体の、24 年度末の行政人口に対する公共下水道普及状況と率、および事業認可面積に対する整備状況と率。

25 年度中の整備計画と年度末の普及率および整備率の目標。

イ 各地区ごとおよび市域全体の、下水道と集排を合わせて、24 年度末の行政人口に対する普及状況と率および行政面積に対する整備状況と率。

25 年度中の整備計画と年度末の普及率および整備率の目標。

ウ 各地区ごとおよび市域全体の、24 年度、合併浄化槽による水洗化整備状況と 25 年度中の整備計画。

エ 各地区ごとおよび市域全体の世帯数に対して、公共下水道、集落排水、合併浄化槽の普及状況と率。

(2) 公共下水道、集落排水、合併浄化槽の未整備世帯数と今年度の計画。

○ 通告第 16 号 鈴木松蔵 議員

(1) 平成 25 年度において調整区域（農振地域）への公共下水道の整備についてどのような検討をするのか。

○ 通告第3号 猪股和雄 議員

- (1) 第2条「市長の諮問に応じ」とあるが、(2) 行政評価システムの推進に関することについては自発的調査及び審議も行うことができるようにするべきではないか。
- (2) 第2条(1)は、市が実施した行政評価結果に対するチェックだけを行うということか。外部からの視点に基づいて、委員会として評価項目を設けて自発的な評価も行うことができることとするべきではないか。
- (3) 内部評価の検証を行うとしても、委員会として日常的・継続的な評価活動の積み重ねの上に実施することによってより効果的に行うことができると考えるが、いかがか。

○ 通告第17号 富澤孝至 議員

- (1) 評価の対象範囲は。
- (2) 第2条で、「市が実施した行政評価結果の外部評価」とあるが、評価時点は、事後評価となるのか。事前・中間評価は行わないと理解していいか。

○ 通告第 5 号 杉野 修 議員

地域主権一括法の公布、介護保険法の改正によって従来、国基準であったものを地方自治体で独自基準を設けることが可能になっている。

- (1) 本条例で久喜市独自に参酌して変更した主な部分を伺う。
- (2) その理由を伺う。

○ 通告第 11 号 渡辺昌代 議員

- (1) 地域改革推進・第二次一括法が公布され、介護保険法の一部改正が行われました。この法律の附則第 123 条 2 項の「検討」条項は「改正後の児童福祉法、医療法、生活保護法、社会福祉法、障害者自立支援法の施行の状況等を勘案し、これらの規定に関する基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、必要な措置を講じる」としています。同様に第一次一括法でも附則第 46 条に改正後の介護保険法等がその対象としています。この「検討規定」は義務付け、枠づけ見直しと条例制定権の拡大によって、サービスや人員配置、設備、運営などの水準低下や劣化がおこりうることを危惧し、これを防ぐために規定されているのでしょうか。

○ 通告第 13 号 春山千明 議員

- (1) 第 3 条第 3 項第 2 号の要件で暴力団のみにした理由をお伺いします。
- (2) 平成 24 年度の久喜市地域密着型サービス事業者公募条件と本条例第 3 条との整合性をどう考えるかお伺いします。
- (3) この条例を策定するにあたってパブリックコメントを実施しなかった理由をお伺いします。

議案第23号

久喜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営等に関する基準を定める条例

○ 通告第5号 杉野 修 議員

地域主権一括法の公布、介護保険法の改正によって従来、国基準であったものを地方自治体で独自基準を設けることが可能になっている。

(1) 本条例で久喜市独自に参酌して変更した主な部分を伺う。

(2) その理由を伺う。

○ 通告第 15 号 石田利春 議員

- (1) 新型インフルエンザ等対策本部は、「パンデミック」に対応するために設置するものだと思いますが、どのような状況が予想されるのか。2009年の新型インフルエンザや、これまでのインフルエンザ対策を例に説明をお願いします。
- (2) 久喜市対策本部は、どのような活動がかんがえられるのか。
- (3) 通常のインフルエンザに対応する場合、学級閉鎖などと、どのように対応が変わってくるのか。また、久喜市の対策本部が担う、役割は、具体的にどのようなものと考えられるか。
- (4) 新型インフルエンザに対応する、事前の対応はどのようなことが考えられるか。
- (5) 4条で「部」を設置するとしているが、どのような「部」が想定されるのか。
- (6) 第3条2、市職員以外の者とは、どのようなメンバーが加わると考えられるか。

○ 通告第 2 号 盛永圭子 議員

- (1) 市民からの空き家に対する苦情や相談はどのようであったか。その中で所有者や相続人が不明な空き家等の件数は何件あったか。各地区別に伺う。
- (2) 市民の問い合わせ窓口の一元化をすべきだが、いかがか伺う。
- (3) 老朽化した危険な廃屋が経済的な事情で解体できない場合の解体助成を検討されたか伺う。
- (4) 相続放棄された家屋等に対する指導等はどのようにするのか。

○ 通告第 14 号 鈴木精一 議員

空き家条例をめぐる新たなふたつの要素がある。本条例を提案するにあたり、どう検討してきたのか。

- (1) 強制権について伺う。

- ア 空き家撤去の強制権を持たすか、持たさないか。

- 持たさないとしたこの条例に落ち着かせた理由。

- イ 強制権について、他自治体の条例に連動させていく考え。

- (2) 広域性について伺う。

- 周辺自治体を巻き込んで条例制定する。広域性をもたそうとする動きがある。この考えについて。

○ 通告第 1 号 田村栄子 議員

- (1) (市民の責務) 第 5 条中、市民は、自主的に暴力団排除活動に取り組み、また、市が実施する暴力団排除活動に関する施策に協力することになっているが、具体的にはどのようなことに取り組み、協力するのか伺う。
- (2) (市民等の責務) 第 7 条において、市民等が市又は警察に対し、暴力団排除活動に資すると認められる情報を提供した場合の提供者の個人情報を守られるのか伺う。

○ 通告第 11 号 渡辺昌代 議員

- (1) 第 2 条、定義の中の第 1 号 暴力団の定義について、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律でのべられているが、具体的に市としては、どうとらえているのか。
- (2) 県の暴力団排除条例には、第 3 章、青少年の健全育成のための措置の中に、暴力団事務所の開設、又は、運営の禁止がありますが、市の条例には含まれていません。その理由を伺う。
- (3) 同、第 18 条、青少年に対する教育のための措置には、中学校の他に高等学校特別支援学校が記載されているが、市の条例にはない。その理由は。

○ 通告第 13 号 春山千明 議員

- (1) 第 13 条でいう青少年に対する教育のための市が講ずる措置とは何かお伺いします。

議案第 31 号

久喜市栗橋文化会館条例の一部を改正する条例

○ 通告第 1 号 田村栄子 議員

(1) 休館日を「毎週火曜日」を「毎月第 3 火曜日」に改めることについて。

ア 月 1 回の休館にする根拠は何か。

イ 第 3 火曜日にした理由は何か。

議案第 32 号

久喜市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

○ 通告第 13 号 春山千明 議員

(1) 久喜市鷺宮東コミュニティセンターと西コミュニティセンターの休館日の利便性をさらに追及する考え方はなかったのかお伺いします。

○ 通告第 3 号 猪股和雄 議員

(1) 第 31 条 視覚障がい者誘導用ブロックを設置する「歩道等、…視覚障がい者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所」の内容を明確にされたい。

3 条 歩道、11 条 立体横断施設、12 条 エレベーター、13 条 傾斜路、14 条 エスカレーター、15 条 通路、16 条 階段、19 条 障がい者用駐車施設、20 条 障がい者用停車施設など、すべてが該当すると考えてよいか。

(2) エスカレーター前の警告ブロックに接続する誘導ブロックを敷設すると解してよいか。

(3) 車道の横断歩道に設置する「エスコートゾーン」についても規定するべきであるが、いかがか。

議案第 4 1 号	久喜市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
-----------	---------------------------------------

○ 通告第 3 号 猪股和雄 議員

- (1) 本条例の対象となる施設で、第 9 条の規定に合致しない便所（男女別に設置されていない）は何か所あるか。
- (2) 特に重要な場所のトイレについては改修する必要があると考えるが、いかがか。

○ 通告第3号 猪股和雄 議員

- (1) 地球温暖化対策はこの計画の重要な柱である。P13～15で二酸化炭素の部門別排出量を分析しながら、P42の施策の展開、現状と課題において、分野別の課題、計画、施策が取り上げられていないのはなぜか。
- (2) (目標数値の設定に関わる典型例として問う。)
- P46の温室効果ガス排出量の目標は基準年の25%減と説明されているが、その根拠を明らかにされたい。
- 実現するために、具体的な政策の展開による削減量の積み上げを説明されたい。
- (3) 生物の多様性の確保(P53～)における、「冬期通水」、「ふゆみず田んぼ」の目標は、10年間で「実験田んぼ」が2か所とある。
- 「コウノトリとトキの舞う…」は、水辺環境、生態系の再生に関わって、各自治体の協働による全国的な展開が求められる政策であるにもかかわらず、久喜市の目標設定はあまりにも消極的ではないか。
- (4) 身近な緑の保全と創造(P58～)では、屋敷林や社寺林の点としての保全が記されているが、本来、緑の保全は生態系の保全の観点からは面的保全が求められるのであって、並木道等の線によって結ばれなければならない。見解を伺う。

○ 通告第9号 木村奉憲 議員

- (1) 「久喜市総合振興計画」や「都市計画マスタープラン」との整合性を図った基本的な点は。
- (2) 「素案説明会」での主な意見はどんな内容か。また反映した意見はあるのか。
- (3) パブリックコメントでの意見で計画案に「放射性物質汚染」の長期的な現状分析とその対策の記述の要望はなぜ反映できなかったのか。
- (4) その他の反映できなかった内容の庁内論議はどのように検討したのか。
- (5) P4、地球温暖化対策実行計画の(区域施策編)と(事務事業編)の整合性となぜ分けたのか。
- (6) P6、29年度の間接点での見直しだけだが、「総合振興計画」との整合性を図るためにも、前期・後期計画や年度ごとのシーリングをおこなうべきと思うが。
- (7) P80、放射性物質による環境汚染への対応で、再生可能エネルギーなどへの方針を打ち出す必要があるのではないか。

○ 通告第11号 渡辺昌代 議員

- (1) 地域改革推進、第二次一括法により、環境基本法が改正され、環境大臣による都道府県知事への公害防止計画の策定指示等を廃止しました。任意となったが、本市において環境基本計画を作り、実行する上での影響を伺う。
- (2) P83、みんなで取り組む環境づくりのまちの中にある環境指標について、ゴミゼロ、クリーン久喜市民運動参加人数の目標値が出ているが、目標値だけでなく点検見直し評価が必要ではないか。

議案第52号

平成24年度久喜市一般会計補正予算（第6号）について

○ 通告第14号 鈴木精一 議員

補正予算（第6号）を組むに至った経緯、事業内容の選定及び新年度に及ぼす影響について。

- （1）年度末に迫った時期での補正予算編成であり、契約手続きのうで致し方ない手法とも考えるが、来年度事業の前倒し以外の方法は無かったのか。
- （2）これらの事業を選定に至った経緯。
- （3）来年度事業を前倒しするだけで、トータルの事業量が変わらないということはないか。

議案第53号	平成25年度久喜市一般会計補正予算（第1号）について
--------	----------------------------

○ 通告第3号 猪股和雄 議員

- (1) 2012年度補正予算に事業を前倒ししたことに伴い、当初予算を減額する内容であるが、減額せずに、予算査定で先送りした事業を復活させるか、2013年度以降に計画していた公共施設の耐震化対策を前倒しして実施するなどすべきではないか。